

川内地域原子力防災協議会（第2回） 配付予定資料一式

- ・ 出席者一覧
- ・ 議事次第
- ・ (資料 2-1) 川内地域原子力防災協議会の構成員について
- ・ (資料 2-2) 「川内地域の緊急時対応」の改定について
- ・ (資料 2-3) 川内地域の緊急時対応（概要版）
- ・ (資料 2-4) 川内地域の緊急時対応（全体版）

川内地域原子力防災協議会（第2回） 出席者一覧

（構成員）

荒木 真一	内閣府政策統括官（原子力防災担当）
【調整中】	原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官
【調整中】	内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付内閣参事官
【調整中】	内閣府大臣官房審議官（防災担当）
【調整中】	警察庁警備局警備運用部警備第二課特殊警備対策官
【調整中】	総務省大臣官房総務課参事官
【調整中】	消防庁特殊災害室長
【調整中】	文部科学省研究開発局原子力課長
【調整中】	厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室長
【調整中】	農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官
【調整中】	経済産業省政策立案総括審議官兼首席エネルギー・地域政策統括調整官
【調整中】	国土交通省大臣官房参事官（運輸安全防災）
【調整中】	海上保安庁警備救難部環境防災課防災対策官
【調整中】	環境省大臣官房審議官
【調整中】	防衛省統合幕僚監部参事官
【調整中】	鹿児島県副知事

（オブザーバー）

【調整中】	薩摩川内市
【調整中】	いちき串木野市
【調整中】	阿久根市
【調整中】	鹿児島市
【調整中】	出水市
【調整中】	日置市
【調整中】	始良市
【調整中】	さつま町
【調整中】	長島町
【調整中】	九州電力株式会社取締役常務執行役員立地コミュニケーション本部長

（内閣府）

松下 整	内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）
坂内 俊洋	内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（地域防災担当）
志村 和俊	内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（地域防災担当）付 地域原子力防災推進官

(案)

玄海地域原子力防災協議会（第3回）及び
川内地域原子力防災協議会（第2回）合同会合

議 事 次 第

〔 令和3年7月20日15:30～
テ レ ビ 会 議 〕

○議 題

「玄海地域の緊急時対応」の改定について

「川内地域の緊急時対応」の改定について

【資料】

- 資料1-1 玄海地域原子力防災協議会の構成員について
- 資料1-2 「玄海地域の緊急時対応」の改定について
- 資料1-3 玄海地域の緊急時対応（概要版）
- 資料1-4 玄海地域の緊急時対応（全体版）
- 資料2-1 川内地域原子力防災協議会の構成員について
- 資料2-2 「川内地域の緊急時対応」の改定について
- 資料2-3 川内地域の緊急時対応（概要版）
- 資料2-4 川内地域の緊急時対応（全体版）

川内地域原子力防災協議会の構成員について

平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官（原子力防災担当）は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、平成27年3月20日に、原子力発電所の所在する地域毎に課題解決のためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会」を設置することとし、川内地域においても「川内地域原子力防災協議会」が設置された。

川内地域原子力防災協議会の構成員・オブザーバーは、以下のとおりである。

<構成員>

内閣府政策統括官（原子力防災担当）
原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官
内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付危機管理審議官
内閣府大臣官房審議官（防災担当）
警察庁長官官房審議官
総務省大臣官房総括審議官
消防庁国民保護・防災部長
文部科学省大臣官房審議官（研究開発局担当）
厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官
農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官
経済産業省資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官
国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
海上保安庁総務部参事官（警備救難部担当）
環境省大臣官房審議官
防衛省大臣官房審議官
鹿児島県副知事

<オブザーバー>

薩摩川内市
いちき串木野市
阿久根市
鹿児島市
出水市
日置市
始良市
さつま町
長島町
九州電力株式会社

<事務局>

内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）
内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（地域防災担当）
内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（地域防災担当）付地域原子力防災推進官 等

資料2-2 「川内地域の緊急時対応」の改定について (案)

1. 改定の目的

「川内地域の緊急時対応」は、平成26年9月に開催された川内地域ワーキングチーム(特別会合)(現在の地域原子力防災協議会)で取りまとめ・確認が行われ、同年9月に原子力防災会議において了承された。また、平成27年12月、平成29年1月に実施した鹿児島県原子力防災訓練等の教訓事項等を踏まえ、平成30年3月に改定を行っている。

今般の新型コロナウイルスのような感染症(以下、「感染症等」という。)の流行下において、万が一、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とすることが求められる。

そのため、「川内地域の緊急時対応」の改定により、緊急時対応のより一層の具体化・充実化を図る。

2. 改定のポイント

〈改善〉感染症等の流行下における各種防護措置の具体化

避難車両、避難所などにおける感染拡大防止

- 避難又は一時移転を行う場合は、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況、避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

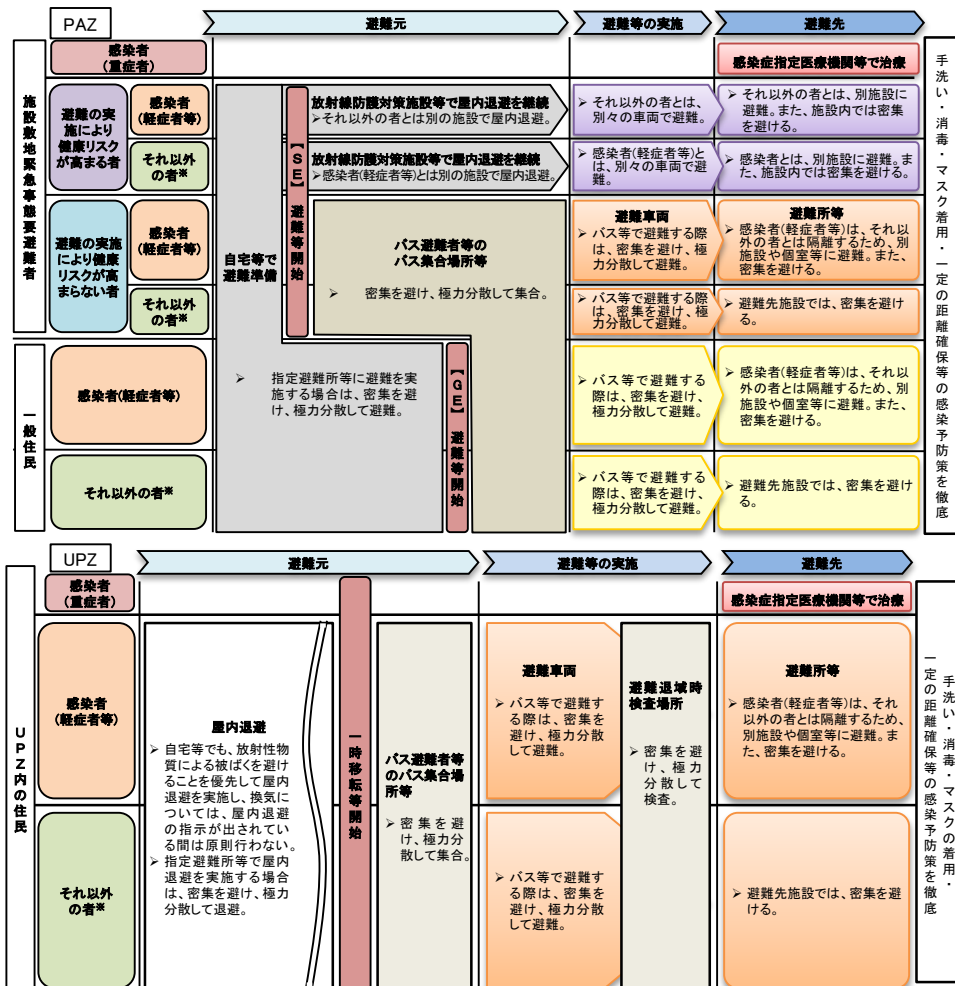
屋内退避時の感染拡大防止

- 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わない。
- 自然災害により指定避難所等で屋内退避をする場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、市町が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。

〈その他の改定〉

- 甌島列島内における避難先施設の追加。

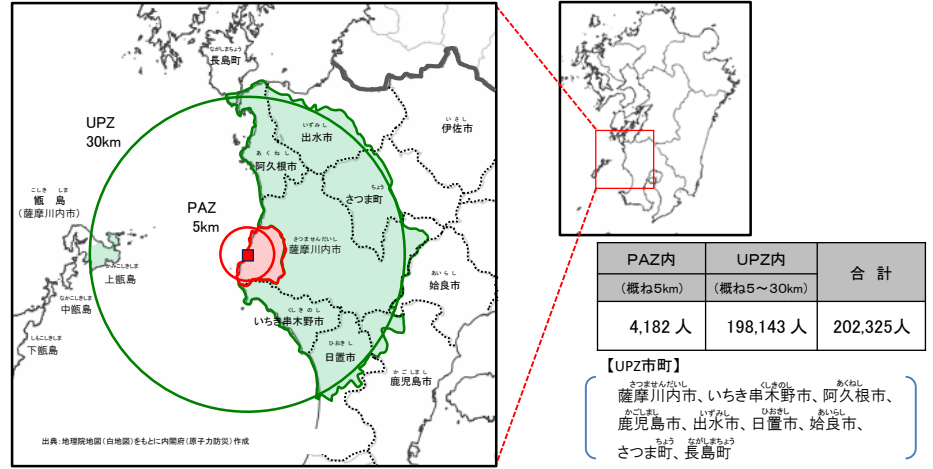
〈感染症等の流行下に原子力災害が発生した場合〉



※濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、一時滞在場所等)する。

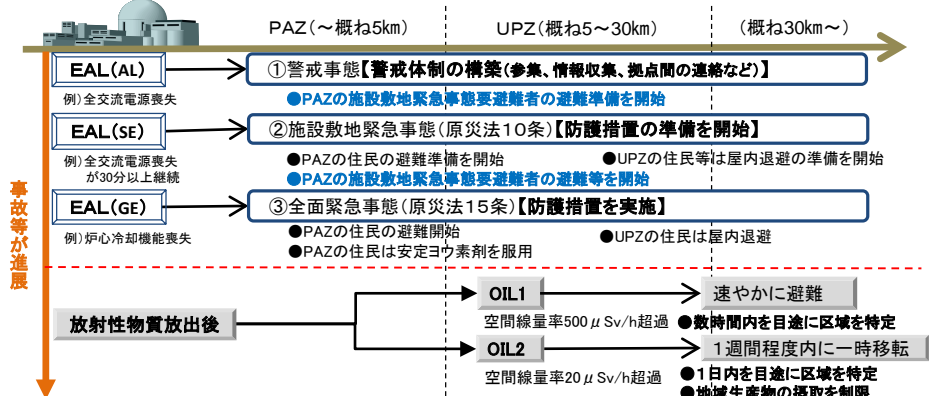
1. 川内地域の原子力災害対策重点区域

- 川内地域における原子力災害対策重点区域（概ね半径30kmの範囲）の人口は202,325人（令和2年4月1日現在）。
- PAZ内の人口は薩摩川内市の4,182人。UPZ内の人口は関係9市町198,143人。



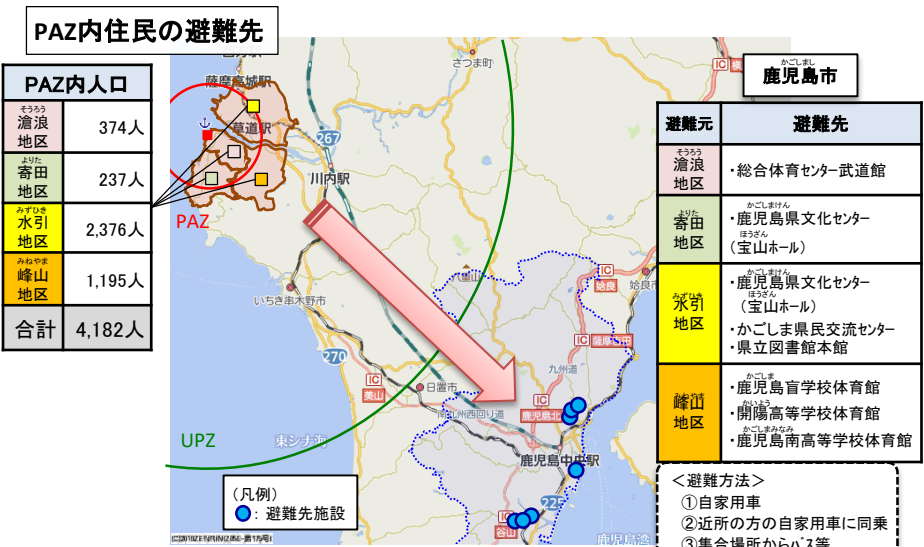
2. 原子力災害対策指針における緊急事態の防護措置の考え方

- 緊急事態の初期段階は原子力施設の状況等の進捗で、放射性物質放出後は緊急時モニタリングの結果に基づいて防護措置を実施。
 - EAL (Emergency Action Level) による初期対応段階における防護措置
原子力施設の状況等に基づく緊急事態区分を導入し、その区分を判断する基準(EAL)を設定。EALに基づき、施設敷地緊急事態要避難者は早期の避難等の防護措置を実施。
※施設敷地緊急事態要避難者、EAL(SE)の段階から避難を開始する。
ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者は、遮へい効果の高い建物等に屋内退避する。
 - 緊急時モニタリングの実施/OIL (Operational Intervention Level) に基づく判断
国はEAL(SE)の段階で緊急時モニタリングセンターを立ち上げる。放射性物質放出後、モニタリング結果と防護措置の実施基準(OIL)に基づき、PAZ外の住民の防護措置を判断する。

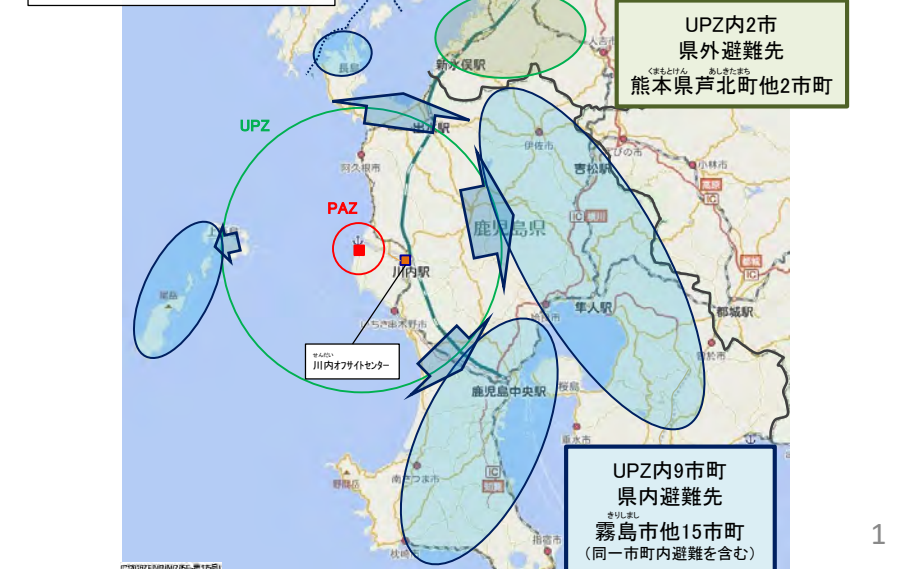


3. PAZ及びUPZにおける広域避難先

- 薩摩川内市のPAZ内4地区の住民避難先については、鹿児島市内の7施設に避難先を確保。
- 4地区における避難先については、普段から避難計画に関する住民説明会や訓練等を通じて住民に周知。
- UPZ内9市町の避難先については、県内16市町、県外3市町に避難先を確保。



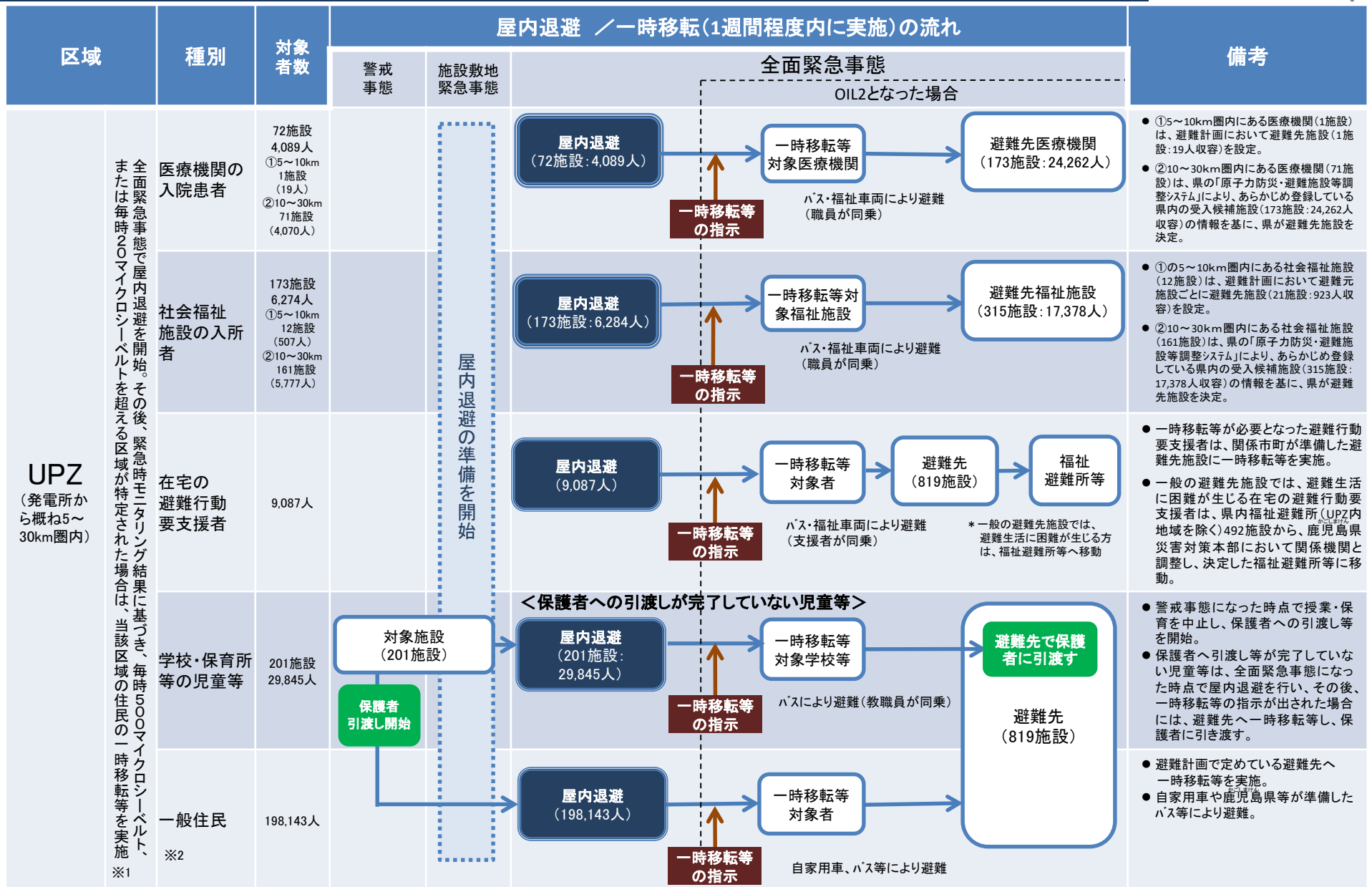
UPZ内市町の広域避難先



川内地域の緊急時対応（概要版） ②PAZにおける避難・屋内退避の考え方

区域	種別	対象者数	避難等の流れ			備考				
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態					
PAZ (発電所から概ね5km圏内)	医療機関・社会福祉施設の入所者	薩摩川内市 357人	施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始	対象施設 薩摩川内市 (7施設:357人)	<避難可能な者:346人> バス16台、福祉車両5台により避難(職員が同行)	医療機関・社会福祉施設 (鹿児島市12施設、始良市1施設)	<ul style="list-style-type: none"> 避難計画において避難元施設ごとに避難先施設を設定。 避難の実施により健康リスクが高まる者で、放射線防護対策施設に入所している場合は、避難体制が整うまで屋内退避を実施。 			
	在宅の避難行動要支援者	薩摩川内市 514人		対象者 薩摩川内市:514人	<避難可能な者:512人> 支援者とともに徒歩、車両で移動	バス避難集合場所 (17か所)		避難先 (鹿児島市内7施設)	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者は、あらかじめ定めた避難先へ避難。 避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者は、近隣の放射線防護対策施設へ輸送。 一般の避難先施設では、避難生活に困難が生じる在宅の避難行動要支援者は、県内福祉避難所(UPZ内地域を除く)492施設から、鹿児島県災害対策本部において関係機関と調整し、決定した福祉避難所等に移動。 	
	その他の施設敷地緊急事態要避難者※1	薩摩川内市 294人		対象者 薩摩川内市:294人	バス避難集合場所 (17か所)	バス10台により避難 自家用車で避難		避難先 (鹿児島市内7施設)		
	学校・保育所等の児童等	薩摩川内市 330人		対象施設 薩摩川内市 (5施設:330人)	<保護者への引渡し完了していない児童等> バス10台により避難(教職員が同乗)	一時滞在者		バス避難集合場所		避難先 自宅等
	一般住民	薩摩川内市 4,182人		一般住民の避難準備を開始	対象者 薩摩川内市: 4,182人	自家用車で避難(3,437人)		バス避難集合場所 (17か所)		避難先 (鹿児島市内7施設)
保護者引渡し開始				徒歩等で移動 (745人)	バス25台により避難	避難先で保護者に引渡す	<ul style="list-style-type: none"> 警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者への引渡し等を開始。 保護者へ引渡し等が完了していない児童等は、施設敷地緊急事態になった時点で避難を行い、避難先で保護者に引渡す。 			
全面緊急事態 (原災法15条) で避難開始						<ul style="list-style-type: none"> 住民はあらかじめ定めた避難先へ避難。 自家用車を利用可能な者は自家用車で避難。自家用車が利用できない者は、九州電力(株)及び鹿児島県等が配車した車両で避難。 				

※1 妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児とともに避難する必要がある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者。
 ※2 一般住民の対象者数は、PAZ内住民の人口。
 ※3 放射線防護対策施設には、避難行動要支援者のほか、職員等が入る予定。



※1 OIL基準に基づく避難や一時移転等のこと。
 ※2 一般住民の対象者数は、UPZ内住民の人口。

かごしまけん
 鹿児島県が、「災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」に基づき、県内のバス会社等から必要となる輸送手段を確保。
 それでも不足する場合は、他県との応援協定に基づき、隣接県等から輸送手段を確保。